

「平成25年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成25年1月25日(金)～平成25年2月24日(日)
 (2) 公表資料の閲覧方法
 ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
 ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内6ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置
 (3) 意見等の提出方法 電子メール・郵送・FAX

2 意見の提出状況

- (1) 意見提出者及び総意見提出件数
 ・意見提出者 3名
 ・総意見提出件数 11件

3 意見に対する県の考え方

項目	提出された意見	県の考え方
第2 監視指導の実施に関する事項 4 一斉取締りの実施に関する事項 計画案：6ページ～7ページ	<p>一斉取り締まりの時期は、夏期と年末とありますが、昨今、夏期の残暑により秋への季節の変わり目に食中毒発生件数も多いのではないのでしょうか。年度によって、季節の変わり目はずれますが、10月になれば、食品の保管状況への油断もあり、また、行楽シーズンということもあって、注意喚起が必要であり、また一斉取り締まりとはいかないまでも、措置は必要になってきているのではないかと思います。</p> <p>また、ノロウイルスの発生、大腸菌などの事例により、やはり高齢者への影響が大きいのと思います。高齢者施設への点検（特に施設の状況など）も一斉に確認する必要はないのでしょうか。</p> <p>〔理由〕 平成23年度食中毒発生状況（厚労省まとめ）では、年度にもよりますが、8月より、9～10月の方が高いように思います。</p>	<p>夏期及び年末一斉取締りは、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、夏期は7月、年末は12月に全国一斉に実施されます。夏期については、奈良県独自に7～8月に実施します。</p> <p>また、一斉取締り期間でない時期においても、通常の監視指導の中で、食品等事業者（高齢者施設等を含む。）に対し衛生指導、食中毒等予防啓発を実施しております。</p>
第3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 (5) いわゆる健康食品・・・ 計画案：7ページ	<p>いわゆる健康食品による健康被害発生に関する記載がありますが、原因究明を行い、厚労省に調査結果を報告するとされています。</p> <p>これは、その対応は厚労省に任せるといことになり、時間も掛かるとは思います。県での対応は他の項目にあるように、適切に対応をはからねばならないと思います。</p> <p>何らかの対応もされるのであれば、それも記載すべきではと考えます。</p> <p>また、この項目、またこの計画にあげるものかどうかはわかりませんが、健康食品は、表示の問題、売り方の問題も不適切ではないかと思われる事例も多く見受けられます。</p> <p>また、2月に入って厚労省より、中国産のお茶など何点かの輸入食品について検査命令が出されています。</p> <p>もっと水際の検査問題なのかとは思いますが、地域でも対応が必要なこともあると考えます。</p>	<p>奈良県が原因究明を行った結果、県として対応しなければならないことは適時適切に対応します。その調査及び対応結果について、厚生労働省に報告するものであって、対応を全て国に任せるといことではありません。</p> <p>逆に、厚生労働省等から情報があり、県が対応しなければならない事例についても適切に対応します。</p>
第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 (3) HACCP手法の導入の普及啓発 計画案：8ページ	<p>HACCP研究会への支援と奈良県版HACCP認定制度や奈良県食品衛生管理施設登録制度等の制定を要望します。</p> <p>〔理由〕 HACCP手法の普及啓発の積極的な推進について掲げておられますが、奈良県内における総合衛生管理製造過程認定施設は1社2施設に留まっており、中小企業が導入できるHACCP手法の推進が必要です。平成23年からHACCP研修会（奈良県工業技術センター、社団法人奈良県食品衛生協会及びならコープ共催）を4回開催し、参加者は上記制定を期待し、それに備えていきたいと前向きな姿勢を示し、HACCPシステムの理解が高まってきています。</p> <p>平成25年度には、HACCPに特化した研究会（任意の民間団体）を立ち上げる予定です。このような取組について、奈良県食品・安全安心懇話会並びに奈良県関係部門の横断的な支援を要望します。</p> <p>また、より多くの食品企業が取り組むことができる奈良県版HACCP認定制度や奈良県食品衛生管理施設登録制度等の制定を要望します。</p>	<p>奈良県版HACCP認定制度または奈良県食品衛生管理施設登録制度等の制定については、奈良県食品安全・安心懇話会においても、継続して議事検討しているところです。</p>

項目	提出された意見	県の考え方
<p>第5 情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p>	<p>県としても、若い子育て中や避難してこられた県民からの食品の放射性物質汚染に関わる相談などに対応するほか、県民の持ち込み食品の簡易検査に対して工夫しながら柔軟に対応できるようにして、消費者の不安を解消できる窓口を設けることを検討してください。</p> <p>〔理由〕 市民が食品中の放射性物質を自らの手で測定する場所を開設する準備が行われていると聞いています。従来からある「食の安全・安心相談窓口」で県民からの食品の放射性物質汚染に関わる相談などには、小さな子どもを持つ親は行きにくく、市民団体などは不安の受け止めや相談に乗っている現状があります。自治体によっては、必要に応じて放射性物質の相談検査や、食品等事業者からの放射性物質の依頼検査を実施しているところもあります。ある程度のルールを作ることも必要ですが、不安を持っている県民が安心感を得るには、むやみに怖がることを抑えるための防御知識の伝達と、科学的な根拠を示すことを細かな単位で行うことが必要と思います。</p> <p>リスクコミュニケーションの方法は、もっと研究が必要だと思います。講師の設定もありますが、進め方、小規模なリスクコミュニケーションを実施することですが、そうはいても参加者が限られたメンバーになりがちなので、自治会とか、地域の集まりに出かけて丁寧に回られるのはいかがでしょうか。</p> <p>〔理由〕 リスコミのあり方の研究をされている北海道大学農学部先生の話を聞きました。リスコミも開催する規模により、工夫がいるのだとお聞きました。同じように阪大にもリスクコミュニケーションセンターがあると聞きました。そういったところに、相談しながら、より考えあえる場の設定をと願います。</p>	<p>県民からの相談については、消費・生活安全課、保健所（食の安全相談窓口）、消費生活センター及び中南和相談所で従来から相談応需を行っております。</p> <p>「防御知識の伝達と、科学的な根拠を示すこと」という観点では、昨年度に続き本年度は平成24年10月19日にリスクコミュニケーションとして「食品中の放射性物質対策について学ぶ」を実施させていただきましたが、また今後も、放射性物質のみならず、テーマや規模を考え、リスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。</p> <p>「2 県民との意見交換(3)保健所単位での小規模なリスクコミュニケーション」や「3 なら県政出前トーク」がそれに該当すると考えます。消費者ニーズを踏まえ、今後毎日改善を加え実施してまいります。</p>
<p>別表2 食品等検査実施計画 ◎保健環境研究センターで実施する収去検査 放射性物質検査</p> <p>計画案：8ページ</p>	<p>放射性物質検査の検体数は67検体より多くする必要があります。また、昨年4月からの新基準に対応して、県民を守る立場から、何に重点を置き、何を何検体する計画なのを示していただけると安心感につながります。</p> <p>〔理由〕 原子力災害対策本部長が指示する出荷制限及び摂取制限、並びに食品の回収情報を注視し、基準値を超える放射性物質を含む食品が県内に流通することがないよう監視を行う（本計画案5ページ記載）とのことですが、67検体でそれが可能なか不安です。特に小さな子どもをもつ保護者の不安を考えると、検査することの位置づけが特に重いと感じるからです。奈良県は、消費者県であることから、県外から多くの食品が流通しています。生産県と消費県では立場は異なると思いますが、他府県や政令市での検体数を見ても、もっと多く、何を何検体検査するのかを計画し示しています。</p> <p>検体数が、67とあります。何をどの程度検査をやられるという想定なのでしょう。原発事故より2年がたつといっても、その影響がどう出るかは、予測不可能であり、消費者の不安も大きなところ。どこまでするのかということは、予算によるのか、統計的な根拠のある数字なのかはわかりませんが、消費者が納得する数字なのかどうかは疑問です。検体数がこのままであるなら、根拠を示す必要があると考えます。</p>	<p>福島第一原発事故により流出した放射性物質が含まれる可能性のある食品については、国及び周辺の関係自治体において重点的に食品検査が行われているところであり、加えて食品衛生法に基づく基準値を超える食品は出荷制限等により流通させない措置が取られています。計画にも記載しているとおり、出荷制限等措置が行われている農産物については、市場及び保健所等の食品衛生監視員により、通常の監視指導の際に流通状況を確認しているところ。検体数については、このような監視状況と奈良県が保有する検査機器の状況や要員等を勘案して定めております。</p> <p>また、計画の中では詳細な対象品目は記載していませんが、奈良県より東の地域で生産され、県内流通している野菜、果実及び米等を主に検査する予定です。</p>
<p>計画案：11ページ</p>		

項目	提出された意見	県の考え方
<p>つづき</p> <p>別表2 食品等検査実施計画 ◎保健環境研究センターで実施する収去検査 放射線物質検査</p> <p>計画案：11ページ</p>	<p>放射性物質検査の拡充を要望します。 〔理由〕 福島第一原発事故による放射性物質汚染は依然収束の目途がたっておらず、被災者へのさらなる苦悩と食への不安は解消されていません。この間、行政機関による検査実績が報告されていますが、米をはじめとする農産物、水産物、土壌汚染など、その地域を取り巻く環境への放射性物質汚染問題へと広がっています。このような状況のなか、日本生協連、コープきんき事業連合、ならコープでも独自で検査を開始し、ならコープではNaIスペクトロメータ等を購入し平成23年10月から検査を開始し、平成24年度は利用頻度の高い商品群を中心に年間で1,500検体の検査を計画しています。 奈良県に於かれましては、平成24年度に新たにゲルマニウム半導体検出器を追加導入するなど県内に流通する食品について検査が実施され、平成25年度には67検体の検査が計画されていますが、奈良県行政としてさらに積極的に検査品目や検査頻度を各順いただき、今後汚染が心配される水産物をはじめとする卸市場などの公設市場の管理を強めるなど、県内に流通する製品のモニタリング検査を強化され、さらなる安全性の確保に努めていただけるよう要望します。 また、そのためのNaIスペクトロメータ等の検査機器を増設いただき、基準値を超える製品が県内に流通しないように監視を強め、検査の結果や取組内容について広く県民に公表いただきますよう要望します。</p>	<p>福島第一原発事故により流出した放射性物質が含まれる可能性のある食品については、国及び周辺の関係自治体において重点的に食品検査が行われているところであり、加えて食品衛生法に基づく基準値を超える食品は出荷制限等により流通させない措置が取られています。計画にも記載しているとおり、出荷制限等措置が行われている農産物については、市場及び保健所等の食品衛生監視員により、通常の監視指導の際に流通状況を確認しているところですが、検体数については、このような監視状況と奈良県が保有する検査機器の状況や要員等を勘案して定めております。</p> <p>また、平成24年度に実施した放射性物質検査については、検査を実施した66検体のうち、基準値を超える食品はありませんでした。なお、検査結果の詳細については、県消費・生活安全課ホームページの「食品の検査状況について」のページに掲載しております。 平成25年度についても引き続き公表してまいります。</p>
<p>別表2 食品等検査実施計画 ◎食品衛生検査所で実施する収去検査、と畜検査及び食鳥検査と畜場における検査と畜検査（疾病の有無の検査）TSE（BSE）検査</p> <p>計画案：12ページ</p>	<p>リスクコミュニケーションの充実を求めます。また、30か月齢以下の区分管理※を厳格に実施されるようお願いいたします。 〔理由〕 現在、厚生労働省によりBSEに関する国産牛及び輸入牛の対策の見直しが進められています。感染症のリスクは動的に変動し、対策が遅れば高くなり、有効な対策がとられれば低くなります。BSEのように潜伏期間の長い感染症は対策の効果はつきりするのには時間がかかりますが、世界的にBSEの封じ込めに成功していると考えられる現在、リスクの程度に応じた対応へと変更していくことは理解できます。一方、消費者にはリスクの変動やそれに伴う対策見直しの妥当性などの情報が十分に伝わっておらず、かつ海外における実際の管理措置に対する疑念から、多くの不安の声が出されています。消費者の不安に丁寧に対応していくためのリスクコミュニケーションの充実を求めます。 SRMの除去対象の見直しにより30か月齢以下の区分管理を厳格に求められます。これからも消費者が安心して食べることができるように厳格な管理をお願いします。</p> <p>※牛海綿状脳症対策特別措置法等のBSE関係法について省令等が改正され、平成25年4月1日からは30か月齢以下の牛の特定危険部位（SRM）の除去対象が変更されます。</p> <p>BSE検査は昨年同様に3,000検体検査する計画とされていますが、引き続き、広く県民に対して科学的な情報を十分に提供することが必要と思います。 〔理由〕 厚生労働省によりBSEに関する国産牛及び輸入牛の対策の見直しが進められています。BSE検査に関しては、既に20か月齢以下の検査は不要とされているにもかかわらず、県において、消費者の不安を重く受け止めて前年同様に3,000検体の全頭検査を実施しつづけるのだとすれば、県民に対して科学的な情報を十分に提供することが必要と思います。</p>	<p>牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関するリスクコミュニケーションについては、所管する厚生労働省等が国内5ヶ所で消費者等を対象に説明会を開催するなど、これまでも一定の取組がなされています。本県としても、あらゆる機会を通じて消費者への情報提供等を行うとともに、インターネット等も活用して情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、と畜場等における牛の月齢に応じた区分管理、特定危険部位（SRM）の分別管理等については、関係法令や厚生労働省のガイドラインに沿って厳格に実施されるよう、監視指導に当たってまいります。</p> <p>牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関するリスクコミュニケーションについては、所管する厚生労働省等が国内5ヶ所で消費者等を対象に説明会を開催するなど、これまでも一定の取組がなされています。本県としても、あらゆる機会を通じて消費者への情報提供等を行うとともに、インターネット等も活用して情報発信に努めてまいります。</p>
<p>全体を通じて</p>	<p>本パブリックコメントについては、さらに多くの県民が参画意識を持って、意見を言えるように「奈良県食品安全・安心懇話会」委員の所属団体へのパブリックコメント提出を呼びかけることや、小さな単位での住民参加型の意見交換の場を設けるなどさらなる工夫のリスクコミュニケーションの取組をお願いいたします。</p>	<p>次年度以降、奈良県食品安全・安心懇話会委員の所属団体に対し、パブリックコメント実施について通知いたします。また、本計画に関する意見交換の場については、「奈良県食品安全・安心懇話会」がその場であると認識しております。</p>